



2025.4.23

最近の税制改正を踏まえた事業承継対策の留意点

～事業承継税制の特例措置・特定の基準所得金額の課税の特例の解説～

はじめに

中小企業の事業承継を巡る税制については、令和7年度改正で事業承継税制（非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予及び免除）のうち、贈与税の特例措置に関して一部制度の見直しが行われました（5頁参照）。このような使い勝手の向上が図られる一方で、令和7年度与党税制改正大綱（以下「与党大綱」）では、令和9年末に適用期限を迎える特例措置につき、その延長をしない旨が明記され、事業承継税制の適用に際しては特例措置の終了を見据えた検討を行うべき状況でもあります。

また、先代経営者に係る相続税の納税資金確保のため、後継者による自社株等の相続財産の譲渡・換金が行われることがあります。その際に課される所得税につき、令和7年より追加的な課税が行われる税制（「特定の基準所得金額の課税の特例」）がスタートしており、事業承継対策の検討に際しては、その内容の理解も不可欠となります。

そこで今回は、この2つの税制に焦点を当てた事業承継対策の留意点について解説しようと思います。

【凡例】

本文で使用している法令の略称は以下の通りです。

措法…租税特別措置法、措規…租税特別措置法施行規則、円滑化省令…中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則、所法…所得税法、所基通…所得税基本通達

（例）措法70の7の5⑪二…租税特別措置法第70条の7の5第11項第2号

INDEX

01 事業承継税制の留意点～贈与税の特例措置を中心に～

- 事業承継税制の特例措置の概要 …4
- 令和7年度改正：贈与税の特例措置の見直し …5
- 特例措置と一般措置の比較 …6
- 【Q&A】特例措置が令和9年末に終了した場合の留意点
(三世代で事業承継税制を適用) …7
- 三世代にわたって事業承継税制を適用する場合の留意点 (Q1とQ2の図解) …9
- 【Q2関連】贈与税の納税猶予に係る贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例 …10
- 事業承継税制と金庫株を活用した株式承継対策 …11

02 所得税の特定の基準所得金額の課税の特例～令和7年から適用の重要税制～

- 特定の基準所得金額の課税の特例 …13
- 対象となる譲渡所得の金額の水準 …14
- 特定の基準所得金額の課税の特例に係る所得税の計算例 …16

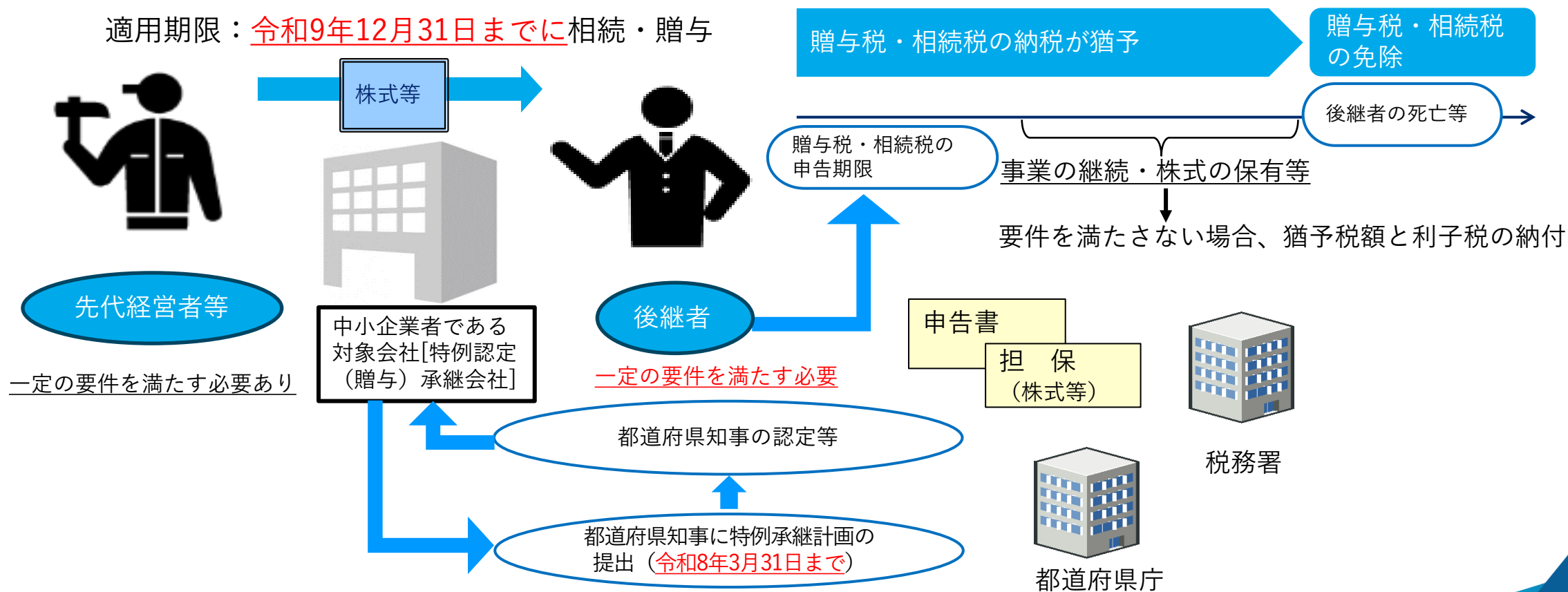
01

事業承継税制の特例措置の留意点 ～贈与税の特例措置を中心に～

事業承継税制の特例措置の概要

後継者が、先代経営者等から令和9年12月31日までに贈与又は相続により、一定の会社（特例認定(贈与)承継会社）の非上場株式を取得した場合において、担保提供など一定の条件を満たすときは、取得した非上場株式に係る贈与税・相続税の全額について、後継者の死亡の日等まで納税が猶予されます。

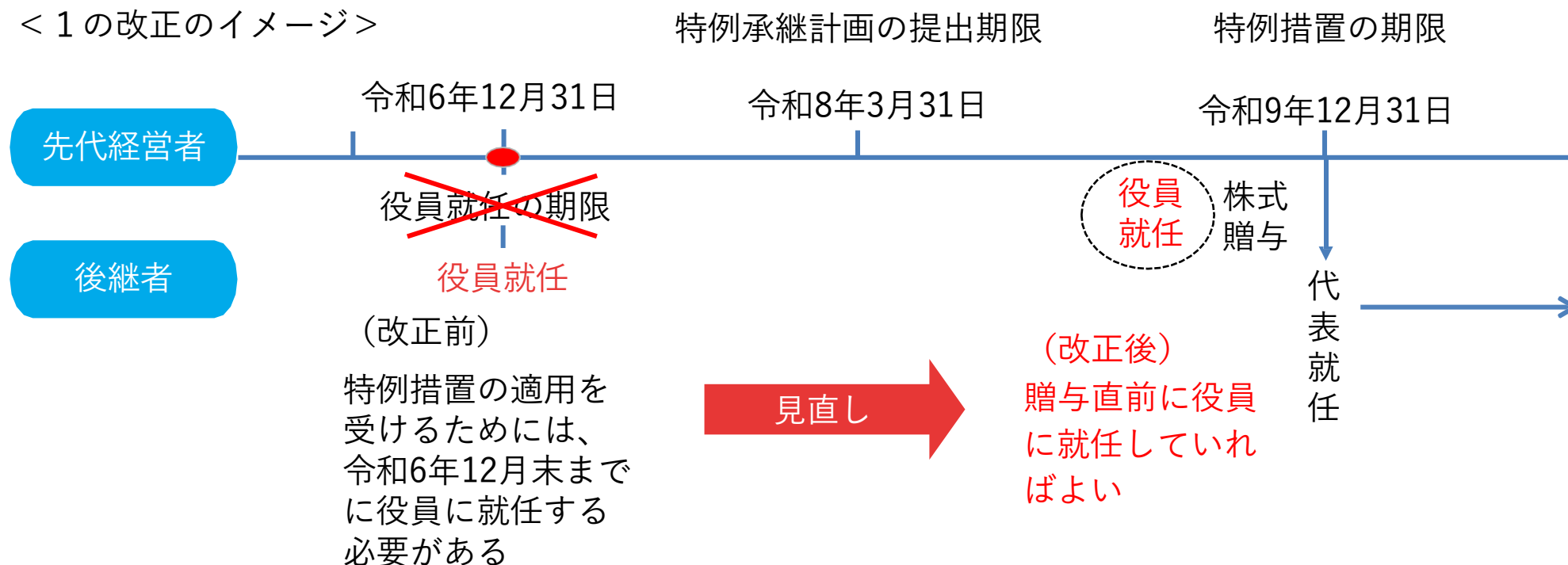
納税が猶予された贈与税・相続税は、後継者の死亡等の一定の事由が生じた場合は免除されます。一方、後継者が納税猶予の対象となる株式を譲渡した等の一定の事由が生じた場合は、猶予税額と利子税を納付する必要があります。



令和7年度改正：贈与税の特例措置の見直し

1. 後継者の役員就任要件の見直し
贈与の直前において（改正前：贈与日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとされました。
2. 非上場株式に係る贈与税・相続税の特例措置の適用期限
 本措置が中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上という待ったなしの課題を解決するための極めて異例の時限措置であることを踏まえ、適用期限(令和9年12月31日)については今後とも延長されません。
 （「与党大綱」9頁）

< 1 の改正のイメージ >



特例措置と一般措置の比較

非上場株式に係る贈与税・相続税の特例措置が令和9年12月末で終了した場合、令和10年以降、非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予は一般措置のみの適用となります。そこで特例措置と一般措置を比較すると、次表の通りになります。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	令和8年3月31日までに都道府県知事に特例承継計画の提出	不要
適用期限	令和9年12月31日までの贈与・相続等	なし
対象株（議決権）数	全株式	総株式（議決権）数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100%、相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から18歳以上の者への贈与（措法70の2の8が準用する70の2の7）	60歳以上の者から18歳以上の推定相続人（直系卑属）・孫への贈与（措法70の2の6①）

（出典：国税庁「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし」1頁を基に作成）

【Q & A】 特例措置が令和9年末に終了した場合の留意点（三世代で事業承継税制を適用）①

Q1

- ① X社は発行済株式総数300株（1株式1議決権の普通株式）の株式会社で、全株式を1代目経営者（甲）が保有していました。
- ② 令和3年に1代目経営者（甲）から2代目経営者（A）にX社株式の全部を贈与し、Aは贈与税の特例措置の適用を受けました。
- ③ Aは令和13年に保有するX社株式の全部を3代目経営者（B）に贈与し、Bは事業承継税制の適用を受け、Aは納税猶予中の②の贈与税の免除を受けたいと考えています。この場合にAが免除される贈与税はいくらになりますか。

A1

- [1] ③の場合、令和10年1月以降の贈与となることから、3代目Bは贈与税の特例措置の適用を受けることができず、贈与税の一般措置の適用を受けることとなります。
- [2] 贈与税の一般措置の場合、納税猶予の対象となる株式（議決権）数は総株式（議決権）数の最大3分の2までとされており（措法70の7①）、2代目Aが3代目BにX社株式を300株贈与した場合、贈与税の一般措置の適用対象となるのは、200株のみとなります。残り100株は贈与税の一般措置の対象外となり、Bに贈与税負担が生じます。
- [3] [2] より、2代目Aは、納税猶予されていた②の贈与税の全額について猶予期限が確定（納税猶予の打ち切り）とされ（措法70の7の5③が準用する同70の7⑤）、このうちBが適用を受ける贈与税の一般措置の対象となる200株に相当する部分（200株/300株）については納税が免除されず（措法70の7の5⑪が準用する同70の7⑮三）。残り100株に相当する贈与税については、利子税と併せて納税が必要となります。

【Q & A】 特例措置が令和9年末に終了した場合の留意点（三世代で事業承継税制を適用）②

Q2

Q1 の通りに令和13年に2代目Aから3代目BへのX社株式の贈与した後、令和20年に1代目の甲が死亡した場合、甲に係る相続税は誰に対して課税されますか。また、この相続税について事業承継税制の適用を受けることができますか。

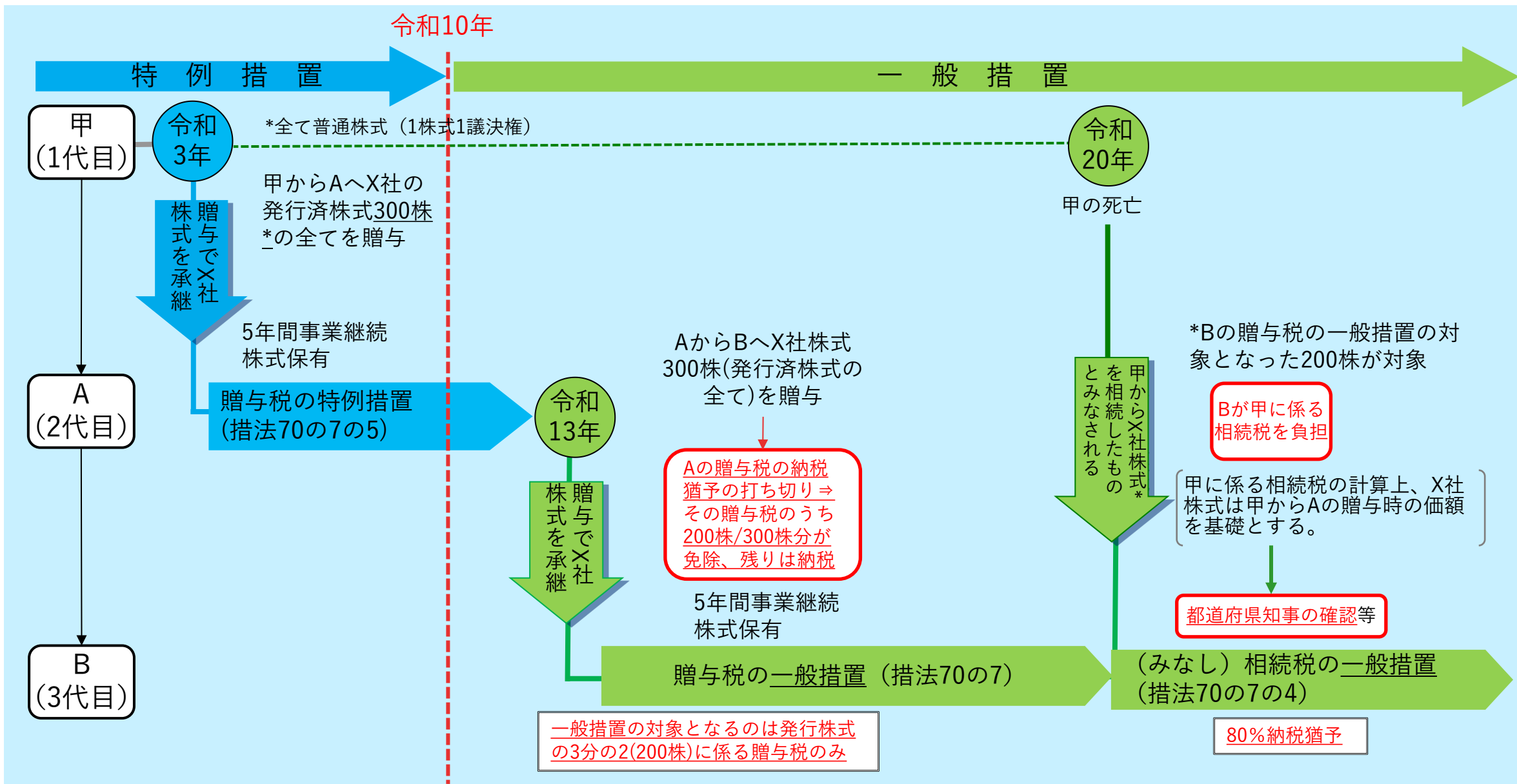
A2

贈与税の納税猶予に係る贈与者が死亡した場合の相続税については、次々頁の通り課税の特例が設けられています。

ただし、1代目甲から2代目Aへの贈与については贈与税の特例措置、2代目Aから3代目Bへの贈与については贈与税の一般措置と、三世代で納税猶予制度の適用を受けている場合は、1代目甲（前の贈与者）の死亡時に、3代目Bにみなし相続規定が適用され（措法70の7の3①②）、Bに対して甲に係る相続税が課税されます。またBは、2代目Aから3代目Bへの贈与について贈与税の一般措置の適用を受けていることから、一定の要件を満たすことにより、みなし相続に係る相続税の一般措置の適用を受けることができます（措法70の7の4①）。この場合の相続税の課税対象とされるX社株式の価額は、1代目甲から2代目Aへの贈与時の価額とされます（措法70の7の3①②）。

なお、みなし相続に係る相続税の一般措置では、納税猶予の割合が80%しかないため、一部納税負担が生じます。

三世代にわたって事業承継税制を適用する場合の留意点 (Q1 と Q2 の図解)



【Q2 関連】 贈与税の納税猶予に係る贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例

1. 贈与税の納税猶予に係る贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例

非上場株式に係る贈与税の納税猶予（特例措置・一般措置）の適用を受けていた後継者は、その贈与者が死亡した場合、納税猶予の適用対象となった非上場株式に係る納税猶予税額が免除になります(措法70の7の5⑪、70の7⑮二)。

ただし、贈与税の納税猶予の打切りの日又はその後継者の死亡の日以前に、その贈与者が死亡したときには、後継者が贈与者から贈与税の納税猶予の適用を受けた非上場株式を相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税が課税されます。この場合、贈与者に係る相続税の計算に算入する非上場株式の価額は、その贈与者から贈与を受けた時における価額が基礎とされます（措法70の7の7①、70の7の3①）。

2. 相続税の納税猶予（「みなし相続の特例措置・一般措置」）の適用が受けられる場合

上記1により、贈与税の納税猶予（特例措置・一般措置）の適用を受けた非上場株式を相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた後継者は、その後継者及びその株式を発行する会社が一定の要件を満たすことにより、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、その非上場株式に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、その相続税申告書の提出期限までに一定の担保を提供した場合に限り、その後継者の死亡の日まで納税が猶予されます(措法70の7の8、70の7の4)。これを「みなし相続の特例措置・一般措置」といいます。

「みなし相続の特例措置・一般措置」の適用を受けるためには、後継者及びその会社が各要件を満たしていること等につき、被相続人の相続開始の日の翌日から8ヶ月を経過する日までに都道府県知事の確認を受ける必要があります(措法70の7の8⑤三、70の7の4⑦三。措規23の12の5⑬、措規23の12⑦、円滑化省令13①)。

事業承継税制と金庫株を活用した株式承継対策

1. 事業承継税制（贈与税の納税猶予）により、先代経営者から後継者に株式を贈与。
2. 先代経営者の相続発生後、対象会社が後継者から相続税の納税資金を捻出するため、相続税の申告（納）期限までに自社株式を買い取る（金庫株）。^{*1}

*1 対象会社が相続の開始日から3年10ヶ月以内に贈与税の納税猶予の適用を受けた後継者から自社株式の買い取りを行う場合、一定の要件を満たすことにより、後継者はみなし配当の不適用の特例（措法9の7）と相続税の取得費加算特例（措法39）の適用を受けることができます。

3. 先代経営者の相続税申告において、2の譲渡代金で相続税納付（相続税の納税猶予は選択しない）。

